**個 別 支 援 計 画 の 作 成 手 順**

**利　用　者**

変更時

**支給決定（市町村）**

サービス等利用計画等の変更

計画案等

**サービス等利用計画案等**

計画案等

**アセスメント**

サービス担当者会議

個別支援会議

個別支援会議（原則利用者が同席）

サービス担当者会議（原則利用者が同席）

**サービス等利用計画等（別紙参照）**

**（利用者・サービス事業者へ交付）**

**モニタリング**

**相談支援事業者**

**交付**

資源アセスメント

二次アセスメント

**結果交換**

**サービス事業者**

個別支援計画の変更

　**個別支援計画（利用者確認）**

**個別支援計画の実施**

**（サービスの提供）**

**利用契約（契約書・重要事項説明書）**

**アセスメント**

**個別支援計画の原案**

　　　　　　　　※1

**モニタリング（６ヶ月に１回以上実施）**

**交付**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※2

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※2

必要に応じて医療の必要性や職業能力の程度などについて、**外部の専門機関等に状況照会。**

**交付**

利用申し込み

 ※3

**交付**

　　　　 ※１ 点線枠部分は、必要により実施。

　　　　※２ 居宅介護（重度訪問介護等）は、個別支援計画の原案・支援会議については必要に応じて実施する。

　　　　※３ モニタリングは就労移行支事業については３ヶ月に１回以上、居宅介護事業等については必要に応じて実施する。

　　　　すべての過程において**記録を残すこと。**

（別紙）

〇サービス等利用計画の交付について関係法令抜粋

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成二十四年三月十三日厚生労働省令第二十八号）**

（指定計画相談支援の具体的取扱方針）

**第十五条** 　指定計画相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

**一** 　指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二　指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

三　指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。

**２** 　指定計画相談支援における指定サービス利用支援（[法第五十一条の十七第一項第一号](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%88%ea%8e%b5%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%8c%dc%8f%5c%88%ea%8f%f0%82%cc%8f%5c%8e%b5%91%e6%88%ea%8d%80%91%e6%88%ea%8d%86&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000005101700000001000000001000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000005101700000001000000001000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000005101700000001000000001000000000) に規定する指定サービス利用支援をいう。）の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

**一～十一**　省略

**十二**　相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために利用者及び当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(次条、第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

**十三**　省略

**十四**　**相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。**